

厚岸町議会 令和2年度各会計予算審査特別委員会会議録

令和2年3月9日

午後3時00分開会

- 委員長（竹田委員） ただいまから、令和2年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

早々、審査を進めてまいります。

初めに、議案第2号 令和2年度厚岸町一般会計予算を議題とします。

予算書1ページ、第1条、歳入歳出予算から審査を進めてまいります。

2ページから6ページは、第1表歳入歳出予算です。

35ページ、36ページは、事項別明細書です。

37ページ、歳入から進めてまいります。

進め方は、款、項、目により進めてまいります。

1款町税、1項町民税、1目個人。

5番、南谷委員。

- 南谷委員 1款、1項、1目個人で、お尋ねをさせていただきます。

まず、徴収率なのですが、金額のほうは令和2年度も大体元年度と同じような当初予算ベースでございますけれども、徴収率なのですが、0.96、これ同じなのです。先ほども補正のときに伺ったのですけれども、コロナのこともあり、今の厚岸町の実態からすると、同じような数字というのはどうなのかなと疑念に思います。また、徴収率が0.96で計上というのは危険ではないのかなと思うのですが、この辺について、どのように試算をされたのかお尋ねをさせていただきます。

- 委員長（竹田委員） 税務課長。

- 税務課長（四戸岸課長） 町民税個人の徴収率についてでございますが、令和元年度、令和2年度ともに96%で見込んでおります。この96%というのは、当初と同じということで、コロナの影響だとかそういったものを何も加味していない状況ではございますが、この当初の96%というのは、これまでの実績と比較しますと若干低く、これまでも見積もってきてございます。

平成30年の収納率でいきますと、個人ですと98.95%といった実績でございます。その数年前まで遡っても、99%を切る程度の実績ということになっておりますので、これと比較すると2ポイントから3ポイント程度低く見積もっている状況でございますので、この辺は当初から余り大きくぎりぎりの収納率を見込んで危険だということもありますので、従来同様低めに設定した徴収率を設定して、見積もっているところでございます。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 若干、今までの実績を見て、ある程度目いっぱい見られたのかなという判断をします。

ただ、ここに来て、先ほども質疑させていただいたのですけれども、コロナの影響というものがどう影響してくるかも見えない中では、ちょっと危険なのかなと。こういう危険性を含んでいないのかなと非常に疑念に思うわけでございます。

いずれにいたしましても、現時点でこのような判断をされたわけでございますから、徴収に当たっては、やはり懐が厳しいそれぞれの個人の皆さんも、これからは多く発生すると思います。担当課としては、徴収に当たっては非常に厳しい1年になるのだろうなと思います。その辺、誤解のないように、引っ剥がしてまで持ってこいとは私は決して言わないわけでございますから、よく相談に乗って、極力理解を得て、収納率を高めたいと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 税務課長。

●税務課長（四戸岸課長） 委員おっしゃいますとおり、それぞれの所得の状況ですとか様々でございます。特に、今年度のサンマ漁の影響、収入減ですとかというものでいきますと、来年、令和2年度の賦課した後の納期にも影響してくるものと考えておりますので、そういった納税者皆様の事情をお聞きしながら、相談に応じながら、適正に徴収等をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解頂きたいと思います。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

●南谷委員 はい。

●委員長（竹田委員） ほかにありませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ進めます。
2目法人。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2項、1目固定資産税。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2目国有資産等所在市町村交付金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3項軽自動車税、1目環境性能割。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2目種別割。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4項、1目たばこ税。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 6項、1目都市計画税。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2款地方譲与税、1項、1目地方揮発油譲与税。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2項、1目自動車重量譲与税。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3項、1目森林環境譲与税。
5番、南谷委員。

- 南谷委員 1目森林環境譲与税、ここでお尋ねをさせていただきます。

たしか、令和元年は643万円の基金残高だったかなと理解をしております。それで、今回、2年度は1,440万円、トータルで2,083万円の財源となります、というふうに理解をさせていただきます。これで間違いないのかどうか。

それから、令和2年、それぞれ事業をこの基金を取り崩してされるわけですが、これらについて金額とある程度の主な事業について説明を求めます。

- 委員長（竹田委員） 環境林務課長。

- 環境林務課長（鈴木課長） お答えいたします。

今年の残高でありますけれども、今年の残高見込みは643万円を見込んでおります。

また、来年度の環境譲与税の活用方法でありますけれども、来年度、今年の倍の1,440万円、こちらを見込んでおります。こちらの森林環境譲与税は、パリ協定の枠組みの下で我が国の温室効果ガス削減の目標の達成や災害防止等を図るため、創出された環境譲与税であります。

このことから、厚岸町においては、この法律に基づいて計画的、効率的に進めたいと考えております。具体的には、歳出のほうにも計上させていただいておりますけれども、今年度に引き続き、森林経営管理法に基づく管理が適切に行われていない私有林の森林所有者からの意向調査に120万円。さらには、北海道立北の森づくり専門学院、通称北森カレッジの学生支援のために設立されました北海道林業木材産業人材育成支援協議会への負担金としまして5万円。さらには、町内の中学校3校の学習机を旧J I S企画から一回り大きい新J I S企画の地域材を活用した天板に交換する事業に310万円。さらには、厚岸町温水プールへの木椅子、バイオマスボイラー導入のための検討のために、丸太自然乾燥試験及びその先進地視察への旅費に140万円。また、木材利用の普及促進としまして、木工センターでの外部講師を招いてのワークショップに5万円。合計で580万円を計上させていただいているところでございます。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 バイオマスボイラーの視察でというお話しでございました。この内容について、もう少し詳しく説明をしていただきたいし、その今、視察に行かれています、どういふ人が何名ぐらいで行かれるのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

木質バイオマスの視察の関係でございますけれども、この木質バイオマスのボイラーにつきましては、地域で手に入るチップ、このチップの質を勘案した上で、チップに適合したボイラーを選定しなければいけないということになっております。木質バイオマスにつきましては、岩手県が先進地でございますので、その岩手県の先進地の視察をさせていただきながら、また、岩手県には国内で数少ない木質バイオマスチップのボイラーの製造工場がございます。そちらも視察をさせていただきたいと今考えているところでありまして、視察に向かう者でありますけれども、職員2名を予定しております。

●委員長（竹田委員） いいですか。

●南谷委員 はい。

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ進みます。
3 款、1 項、1 目利子割交付金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4 款、1 項、1 目配当割交付金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5 款、1 項、1 目株式等譲渡所得割交付金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 7 款、1 項、1 目地方消費税交付金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 8 款、1 項、1 目ゴルフ場利用税交付金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 9 款、1 項、1 目環境性能割交付金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 10 款、1 項、1 目国有提供施設等所在市町村交付金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 11 款、1 項、1 目地方特例交付金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 12 款、1 項、1 目地方交付税。
3 番、室崎委員。

- 室崎委員 今回の地方交付税、ここに付けているというのか、予算に出している分を見ますと、去年とほとんど変わらないのです。去年よりも少し高めになっているぐらいで

しょうか、普通交付税で。ということは、当然、出納閉鎖のときには、大分増えているように設定しているわけですね。

ですから、まずお聞きするのは、今回、最終的にどのぐらいの数字になっていくと見られるか、これを教えていただければ。

それから、昨年とほとんど変わらないというのを付けているのは、今、コロナの話をしません、それを言い出すと先どうなるか分かりませんから。それを抜きにして、国の方針というものが、去年とはほとんど変わらないと見ているのかどうか、この先行きですね。その辺りが、上がっていくのか、下がっていくのかということだと思のですが、その辺りでどういうふうにお考えになっているか。この先の見通しというか、予測というか、それをどう考えているかを説明してください。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

地方交付税の見方で、今年度のまず見方であります。令和2年度のこの国から示された交付税、これが2.5%ということで、今、示されている状況であります。

この2.5%という国の延ばした理由というのは、一番大きな要因といたしましては、昨年の10月から消費税が改定になりました。それに伴いまして、幼児教育・保育の無償化という部分で、これを令和2年度から交付税に入れて、地方のほうへ負担するという部分で、それを踏まえまして私どもも計算させていただきました。

特に、この幼児無償化、昨年までは町といたしましても、所得に応じて使用料で保育のほうを頂いておりましたが、これが大体約3,000万円ほど、これがまるっきりなくて、これが今度は令和2年度から交付税に入ってくるというような計算になります。そういった中では、それをプラスの要因。

それともう一つが、新しく建てました消防庁舎の元金が始まってきます。これの緊急防災事業債で建てた消防庁舎であります。これの元金が始まるということで、その部分の元利償還の部分、交付税で算入する部分。それと、他の起債の元金も入ってくるという部分で、それを踏まえた中での計算であります。もちろん、減要因、もちろんいろいろな生徒数の減だとか、いろいろな基礎数値の減も私どもで今現在捉えられる数値を元にいたしまして計算いたしました。そういった中では、今この令和2年度、私どもで見いております見込額としては36億5,000万円ほどであります。そういった中では、今回の当初予算、昨年度とかと比べますと2.1%の増で、33億9,900万円ということを出させていただいております。

そうなりますと、今留保させていただいているのが約2億5,000万円ほど、この2億5,000万円をこれからの財政需要に生かしていくというような計算をさせていただいているところでございます。

厚岸町の見方でいきますと、昨年の令和元年度の交付額から大体0.9%、国では2.5%でありますけれども、やはり交付税を過大に見積もりわけにはいきませんので、ある程度こういような数字で最低額を見込んだということでもあります。

それとあと、今後の見込みであります。国のほうといたしましても、令和3年度、

ここまで一般財源総額、この交付税を含めたいろいろな交付金だとかを含めて、要は地方に出す一般財源総額は2018年度の一般財源総額を下回らないということで、国のほうでは、その分補償はしているということになってはおりますけれども、やはり懸念するのが、この令和2年度で国勢調査、厚岸町としても始まりまして、やはり人口減になってきております。そういった中では、やはり今後、こういう部分で交付税が減ってくるということを私どもも踏まえた中で、財政運用をしていかなければならないと考えているということでございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 分かりました。まず、幾つかの話があったので、一つ一つお聞きしたいのですが。

今回、保育所無償、いわゆるそういう社会保障を消費税の財源を使ってやるということになりました。結局、町のほうの負担が増えるわけです。その分については、これは交付税で裏打ちするという言い方なのです。

そうすると、厚岸町で今、たしか3,000万円かかるというようなお話ですと、7割から7割5分ぐらいが消費税でくる実数だと思うのです。そうすると、多くても2,500万円ぐらいしか手当てされないということをちゃんと考えておかないと、消費税が増えましたと喜んでるわけにはいかないというふう考えればいいのですね、まずこの問題は。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 委員おっしゃるとおりであります。そういった中では、全てが交付税でくるというわけではございません。やはり、国のほうでも地方の実情に応じた定員規模を踏まえて、1人当たりの単価ということで、数字を出すということになっておりますので、これはあくまでも厚岸町の数字ではございません。やはり、全国の平均の数字で捉えた中での交付税で算入するということになっておりますので、私どもも、そこは、今までは使用料で頂いていた分が丸々くるとは想定はしていないということであります。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 交付税の中には、正式にはなんていうか知らないけれども、人口、頭割りでもってくる部分の計算式がありますよね。それは、たしか厚岸町の住民、この場合は住民票があるのではないですね、実際に暮らしている人だと思うのですけれども、それで、1人50万円でしたか、大体大ざっぱに言って、そのぐらい人口が減るといって交付税は減ってしまうと。だから、国勢調査のときには、とにかく漏れのないように調査をしなければならないという話は、昔、聞いたことがあるのだけれども。現在、そのところは人口が減っていくということは、例えば地方交付税に及ぼす影響というのは、どのぐらいのものなのでしょう。1人減ればどのぐらいというのが、もし分かれば。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

令和元年度ベースでお答えさせていただければと思いますが、交付税で算入している、これは基礎数値を人口できている交付税の部分を単純に1人当たりで割ってみましたら、1人当たり25万2,000円という数字で入ってきます。

ただ、この前回の国勢調査でも、やはり厚岸町はどうしても人口は減ってきますが、やはりこれは全国的に人口は減っております。そういった中では、全部が全部交付税が減るというわけではないです。そういった中では、いろいろな地域の実情に応じて、いろいろな係数をかけられてくるというのがありますので、一概にその人口だけが減って、交付税が減るということでは、ちょっと見方はできないと思いますが、ただ、やはり人口基礎数値である需要額でありますので、その辺はやはり踏まえておかなければならないと思っているということでございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 これは、お願いなのですがけれども、皆さん誰もそういうふうにいると思うのですが、今のコロナというものがどういう影響を与えてくるのか。今朝、町長のほうからもコロナによる経済影響の話がありましたけれども、今、いろいろな職種の人に聞いても、みんな人の動きがぱたと止まったと、ものの動きがぱたと止まったと。だから、厚岸でも、例えば海産物を生産しても、今まで注文していたところの注文が止まっているというような話を随分聞くのです。これが国全体でということになると、相当に大きなものだろうと思います。いわゆる国民総生産、そういうものがどんと落ちてくる可能性はあるのです。早く終息してくれれば、傷は浅くて済むのだと思うのだけれども、これが長引いたらどうなるか分からないですよね。そういうふうになるといって、去年こうだったから今年ということが言い切れない場面というのが物すごく出てくると思うのです。

そういうわけで、非常に大変だろうと思うのですがけれども。私が言うまでもなく、十分そのところは意識して進められていると思うので、その点についてはよろしく願いしたいと、それしか今言えないのですがけれども。そういうことなのですが、いかかでしょう。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

先ほど委員がおっしゃるとおりコロナだけではなくて、今まさに自然災害も多くなってきました。そういった中では、こちらの部分は特別交付税というもので手当てされるという部分もあります。そういった中では、やはりこういうようないろいろなものが出てきた場合ですと、やはりくる特別交付税、厚岸町の交付額がそれによっては、もしかし

たら減額になってくる想定も踏まえて、やはり財政運営もしていかなければならないと
考えておりますので、ご理解頂ければと思います。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

●室崎委員 結構です。

●委員長（大野委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ進みます。

13款、1項、1目交通安全対策特別交付金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 14款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2目農林水産業費負担金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 15款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2目民生使用料。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3目衛生使用料。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4目農林水産業使用料。

（な し）

●委員長（竹田委員） 進みます。

5目商工使用料。

(なし)

●委員長（竹田委員） 6目土木使用料。

(なし)

●委員長（竹田委員） 7目教育使用料。

(なし)

●委員長（竹田委員） 2項手数料、1目総務手数料。

(なし)

●委員長（竹田委員） 3目衛生手数料。

(なし)

●委員長（竹田委員） 4目農林水産業手数料。

(なし)

●委員長（竹田委員） 6目土木手数料。

(なし)

●委員長（竹田委員） 7目教育手数料。

(なし)

●委員長（竹田委員） 3項、1目証紙収入。

(なし)

●委員長（竹田委員） 16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金。

(なし)

- 委員長（竹田委員） 2目衛生費国庫負担金。
(なし)
- 委員長（竹田委員） 2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金。
(なし)
- 委員長（竹田委員） 2目民生費国庫補助金。
(なし)
- 委員長（竹田委員） 3目衛生費国庫補助金。
(なし)
- 委員長（竹田委員） 4目農林水産業費国庫補助金。
(なし)
- 委員長（竹田委員） 6目土木費国庫補助金。
(なし)
- 委員長（竹田委員） 7目消防費国庫補助金。
(なし)
- 委員長（竹田委員） 8目教育費国庫補助金。
(なし)
- 委員長（竹田委員） 3項委託金、1目総務費委託金。
(なし)
- 委員長（竹田委員） 2目民生費委託金。
(なし)

- 委員長（竹田委員） 4目土木費委託金。
(なし)
- 委員長（竹田委員） 17款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金。
(なし)
- 委員長（竹田委員） 2目衛生費道負担金。
(なし)
- 委員長（竹田委員） 2項道補助金、1目総務費道補助金。
(なし)
- 委員長（竹田委員） 2目民生費道補助金。
(なし)
- 委員長（竹田委員） 3目衛生費道補助金。
(なし)
- 委員長（竹田委員） 4目農林水産業費道補助金。
(なし)
- 委員長（竹田委員） 5目商工費道補助金。
(なし)
- 委員長（竹田委員） 7目消防費道補助金。
(なし)
- 委員長（竹田委員） 8目教育費道補助金。
(なし)

- 委員長（竹田委員） 3項委託金、1目総務費委託金。
(なし)
- 委員長（竹田委員） 3目衛生費委託金。
(なし)
- 委員長（竹田委員） 4目農林水産業費委託金。
(なし)
- 委員長（竹田委員） 5目商工費委託金。
(なし)
- 委員長（竹田委員） 6目土木費委託金。ございませんか。
(なし)
- 委員長（竹田委員） 18款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入。
(なし)
- 委員長（竹田委員） 2目利子及び配当金。
(なし)
- 委員長（竹田委員） 3目著作権等運用収入。
(なし)
- 委員長（竹田委員） 2項財産売払収入、1目不動産売払収入。
(なし)
- 委員長（竹田委員） 2目生産物売払収入。ございませんか。
(なし)

●委員長（竹田委員） 19款 1 項寄附金、 1 目一般寄附金。
3 番、室崎委員。

●室崎委員 これふるさと納税、節のほうを見ますと書いているのですが、去年の予算額が 2 億円でした。今年は 3 億円というふうにすごい伸びなのです。この実情というか、どういう状況なのか、それを説明してください。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

昨年が当初予算 2 億円、今年が 3 億円ということで、1 億円増額させていただいております。

まず、近年、厚岸町のこのふるさと納税であります。まず平成 29 年度が 2 億 9,000 万円ほど、そして、平成 30 年度が 4 億 600 万円ほど。今年度であります。現在もう既に 3 億 5,000 万円ほどいっております。そういった中で、昨年よりは 5,000 万円ほど落ちてはいるのですが、やはり 3 億円台にいくという部分で、こういうような計上をさせていただいております。

それと、もう 1 点が、これは歳出のほうで出てきますが、楽天というサイトを一つ立ち上げをいたしたいと、これは 2 月の 21 日に事業者の説明いたしまして、やはり厚岸町の応援をしていただく、こういうような厚岸町の素晴らしいものがあるということは、まだまだこの寄附額が伸びるのではないかという部分では、私どももやはり PR を含めて、そういった中でのこのやる気も合わせた中でのこの 1 億円を伸ばさせていただいたというところでございます。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

●室崎委員 はい。

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ進みます。

20 款繰入金、 1 項基金繰入金、 1 目財政調整基金繰入金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 目減債基金繰入金。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 3目地域づくり推進基金繰入金。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 5目老人福祉基金繰入金。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 6目環境保全基金繰入金。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 10目ふるさと納税基金繰入金。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 11目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 12目森林環境譲与税基金繰入金。
(な し)
- 委員長（竹田委員） なければ次にいきます。
21款1項1目繰越金。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 22款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 2目加算金。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 3目過料。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2項預金利子、1目町預金利子。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3項貸付金元利収入、2目ウタリ住宅改良貸付金元利収入。
2番、石澤委員。

- 石澤委員 ウタリ住宅貸付金なのですが、これはもう何年、この元金がずうっときているのですが、これが徴収できる見通しというのはあるのでしょうか。ずうっとたっているような気がするのですが。

- 委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） ウタリ住宅の貸付けをして、返済が残っていらっしゃる方は5人います。その方のうち、毎月それなりの金額の返済を、償還を頂いている方は3人。それから、お1人の方は、定期的には返済、償還は頂いていないのですが、年に何回か少し入れて頂ける方。それと、お1人の方は、ここ数年は入れられないというところでいる方が1軒あります。

3軒の方については、それなりに長い年月がかかりますけれども、償還に向けて頑張ってくださいますけれども、1軒の方については、非常に厳しい状況があるなと考えております。

- 委員長（竹田委員） 2番、石澤委員。

- 石澤委員 もうすごい何年もたって、多分それはお子さんか誰かになっているのかなと思うのですが。その償還の難しさがずうっとあるので、97万5,000円ですか、その金額がずうっと出ているのですが、何かほかの、借りたものを返すというのは当たり前なのだと思うのですが、それを何かほかの方法で猶予できるようなことも考えられないのかなと思うのですが、それはできないことなのでしょうか、どうなのでしょう。

- 委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） 今、残っている分は基本的にやはり償還をしていただくということが基本ですので、それを何らかの形で償還しなくてもいいということは、ちょっと考えられない状況です。

- 委員長（竹田委員） よろしいですか。

●石澤委員 分かりました。

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ進みます。

6 目十勝沖地震災害援護資金貸付金収入。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4 項受託事業収入、3 目衛生費受託事業収入。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5 目土木費受託事業収入。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6 項雑入、1 目滞納処分費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 目過年度収入。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 目雑入。

（な し）

●委員長（竹田委員） 23 款 1 項町債、1 目総務債。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 目民生債。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 目衛生債。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4目農林水産業債。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5目土木債。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 6目消防債。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 7目教育債。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 9目臨時財政対策債。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、歳入を終わります。

次に63ページ、歳出に入ります。

1款1項1目議会費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 67ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2目簡易郵便局費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3目職員厚生費。

7番、杉田委員。

- 杉田委員 職員厚生費です。人事給与管理の関係で、今さらながらと思われるかもしれませんが、教えていただきたいのですが、大卒者と高卒者の新規採用の割合というのをまず教えていただきたいと思います。令和2年度で結構です。

質問の趣旨というのは、今、4月からの同一労働同一賃金というのがあるかと思うのですが、教えていただきたいのは、大卒者の初任給と高卒者の初任給が一応違うと思うのです、後半の部分に出てくると思うのですけれども、それはなぜでしょうという質問です。今さらながらと思うのですが、その根拠というのを教えていただきたいと思います。

- 委員長（竹田委員） 副町長。

- 副町長（曾田副町長） 高卒と大卒の今現在の厚岸町での初任給の金額の格差で言えば、約3万円程度かというふうに記憶をしております。これは、あくまでも町の職員の給料とはいえ、国の国家公務員の俸給表に合わせたものになっております。

この格差というものは、当然、学歴、職歴換算というものが、ここにまたさらに生じてまいります。この学歴換算の中で、当然、大学を卒業した場合は4年経過しているわけですから、この分の、あとは年齢も当然4年を経過しているということからすると、当然初任給での格差をつけるべきものということで、国家公務員の俸給表の中で決められていると。厚岸町は、それに従ったものとしているということでございます。

- 委員長（竹田委員） 7番、杉田委員。

- 杉田委員 十分理解します。

ただ、今年の4月から国の同一労働同一賃金というものが施行される中で、恐らくそれが国家公務員においても適用されていくものであるのならば、本来であれば、高卒だろうが大卒だろうが差をつけるべきものではないという趣旨だと思うのです、私は。そういうふうに思うものですから、今、町が独自にどうこうできるというものではないと思うのですが、例えば高卒の方のモチベーションを上げるという意味では、大卒の方の規定に合わせていく、もちろん能力を重視すべきだと思うのですが、大学を出たからといって特別どういった能力が高いのですかと聞かれて、そこではっきり明確な差が出ているかどうか、私も疑問に思います。例えば、何かの資格を持っているとか、何か特別な能力がありますとか、逆に言うと、高卒であっても特別な資格を持っているとかといった場合には、そういった能力に応じた対応というのがなされるものなのではないでしょうか。

- 委員長（竹田委員） 副町長。

- 副町長（曾田副町長） まず、国が検証している同一労働同一賃金制度というのですが、民間のほうに対して、そのような提唱をしております。公務員もそういった形で右に倣えをしていくことになるのかと思いますけれども、これは学歴のものではなく、職務上同じ業務を行っている上で、いわゆる正職員であろうが、今まで厚岸町で言えば臨

時職員であろうが、同一の労働業務を行っているのであれば、同じ賃金を支払うべきという中での同一労働同一賃金制度だというふうに私は理解をしております。

これは、この同一労働同一賃金の中で、学歴というものは同一というふうな考え方はしておりません。ですから、当然そこで学歴が高卒、大卒でなった場合については、民間も同じような形で初任給に関しては、格差を設けるというふうに私は思っておりますけれども。そこに資格等々が給料に反映をされるのかということではありますが、これは高卒であっても、数年どちらかの民間で働いていた方、また違うところの公務員として働いていた方、この場合については職歴換算というものを初任給で加えることになっております。ただし、ここに資格が入るかということ、そこまでの規定はないというようなことでございますので、ご理解を頂きたいと思っております。

●委員長（竹田委員） 7番、杉田委員。

●杉田委員 要望といいますか、意見といいますか、恐らく大卒者が初任給が高い分に関しては、教育コストというものが含まれてのことなのかなと思います、広く一般的に。特別、能力がどうこうということではなくて、そこまで4年間なら4年間単純に差が出ているわけですから、そこに関しても穴埋めのといいますか、そこに関してのことだと思っております。今後は、今、お答えは求めませんが、今後そういった流れになるのかなと思いますので、ぜひ、その辺の御配慮といいますか、頂ければというふうに思います。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（曾田副町長） あくまでも国家公務員制度の中で、もし、そういった形で変更があれば、厚岸町につきましてもこれまで人事院勧告に基づいて、給与制度については改正を行ってきていますので、これからも同様、国に倣った形で、これはあくまでも地方公務員法の中に情勢適応の原則というのがございまして、これは情勢適応というのは、国に倣えということも一つ入っておりますので、これに従って進めてまいりたいと思っております。終わります。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。他にございませんか。
2番、石澤委員。

●石澤委員 職員の福利厚生、健康管理のところなのですが、厚岸町では多分ないと思うのですが、女性に対してのパンプスの強要とか、それから女の方はこういう服装をしなければならないとかという、パンプスの場合はどうしても外反母趾になったりしますので、そういうようなことは厚岸町の場合は、やっていないかと思うのですが、いかがですか。

●委員長（竹田委員） 総務課長。

- 総務課長（石塚課長） 委員おっしゃられるとおり、厚岸町ではやってございません。
- 委員長（竹田委員） 2番、石澤委員。
- 石澤委員 そういような話が出ているというのを聞いたものですから。これからも、服装も靴も自由に女性であろうが、男性であろうが限定はしないということでいいのですね。
- 委員長（竹田委員） 総務課長。
- 総務課長（石塚課長） 先ほど言われた靴の部分というわけではございませんが、一応、基本となる余り華美でない服装ですとか、そういうもののマニュアル的なものは作成はしてございます。
- 委員長（竹田委員） 2番、石澤委員。
- 石澤委員 華美でないということ。パンプスとか履く人は履いてもいいのですが、強制はしないというのは間違いないですね。
- 委員長（竹田委員） 総務課長。
- 総務課長（石塚課長） あくまでも見本となる服装の提示であって、強制等そういうことではございません。
- 委員長（竹田委員） 2番、石澤委員。
- 石澤委員 そういマニュアルというものは、女性職員とかも全て話し合った上で出来上がったものですか。それとも、こういうものが理想的であるというふうにしてマニュアルを作ったのですか。それはどうですか。
- 委員長（竹田委員） 総務課長。
- 総務課長（石塚課長） 全ての職員で話し合ったわけではございません。総務課内部で話し合いをして、ある程度見本となるようなひな形と申しますか、そういうような公務員としてのふさわしい服装について事例を示したものでありまして、強制するとか、そういうものではございません。
- 委員長（竹田委員） よろしいですか。他にございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ進みます。
4目情報化推進費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5目交通安全防犯費。
3番、室崎委員。

- 室崎委員 交通安全に関して、町長の行政執行方針でもこれ1個取り上げていますよね。それで、まず、これは教育委員会とも絡むのですが、児童・生徒の、毎年同じような話が出てくるのですけれども、なかなか子供たちは元気を持って余していますから、それで、ランドセルを背負った子供たちが信号が青になるのを短距離の選手のスタートではないけれども、待ちかねているのです。そして、ばあーっと走り出すのです。これが、やはり四季を問わずに見かけます。もし、そのときに慎重でない自動車が入ってきたら、これは恐ろしいなと思います。

それともう一つは、学校まで親御さんが自動車で送るのです。どの程度離れた家から来ているのかは分かりません。学校の通用門の前の道路が右も左も自動車ですら一と列ができて、その真ん中の隙間を通る自動車がゆっくりと走らなければならないというような事例も時々見かけるのです。これらについては、当然、学校側では放置しているわけではないと思うのですけれども、非常に恐ろしい事態が出てこないとも限らないので、これは注意してもしすぎることはないと思いますので、よろしくお願ひしたい。

それから、もう一つは、交通安全に関しては、前に私、自転車の問題を取り上げました。それで、提言を含めて、まだまだ町としてやることはあるのではないかということをお願いしたのですが、その問題については、その後どのような検討をなさっているのか、それについても内容をつまびらかにしていただきたい。そのように思いますが、いかがでしょうか。

- 委員長（竹田委員） 指導室長。

- 教委指導室長（山田室長） まず、小学生の信号機付きの横断歩道の渡り方について、現状についてお話しをさせていただきます。

各町内の小学校におきましては、交通安全指導という学習活動としての時間を設けておりまして、厚岸警察署交通課の協力を得る中で、交通安全教室を毎年実施させていただいております。今年度につきましては、例年に加えて、これは太田小学校での実践例になるのですが、太田へき地保育所の園児と共同で横断歩道の渡り方等の実践授業を行わせていただいております。

このようなことから、小学校の児童の安全を図るとともに、さらに就学前の子供たちから安全意識を啓発していくというような活動を徐々に広めていきたいというようなこと

ところで、現在、学校のほうでは様々な計画を進めていただいているところがあります。

今、委員がご指摘されたように子供たちが青信号を待ち構えて、ダッシュをして渡るというようなことは非常に危険な部分があります。特に、左折してくる自動車については、非常に危険なところがありますので、その辺りは、委員会から各学校に改めてまた安全等についてのお願いをしていきたいと考えております。ちょうど、新年度、新入学児も迎えるタイミングにもなりますので、改めてその部分は進めていきたいと思っております。

続いて、自家用車による送迎の件です。これも数年来、学校の近隣に住まわれている住民の方からも情報として委員会のほうには頂いているところが現状としてあります。私も現任してまいりました。かなりの車が待っているという状況がございます。現在、当該校におきましては、呼びかけですとかお願いということをしてPTA総会ですとか、学校だよりですとか、または各学年ごとに行われています参観日の際の懇談会で再三にわたって保護者をお願いをさせていただいているところがあります。保護者の中には、そういうようなことを受けて、学校の近隣で子供を下ろしているという、そういう姿も見られるようにはなってきておりますが、根本的な解決には至っていないのかなと思っております。

もう一つ、私が現任しているところは、保護者の送迎ではなくて、恐らくご家族、お年を召した方が送迎していらっしゃる場所も見受けられるのですけれども、そういう方々につきましても見られると。実は、学校側も今、そういうところで子供たちの安全対策を図っているものですから、学校の先生方が常に玄関の前まで出ていただいているという状況があるのですけれども、保護者の送迎は、いわゆるルールを守って一方通行の状況を当該校では作り出しているものですから、そこで下ろしていただいているのですけれども、どうも高齢のご家族が送迎されてくる部分においては、そのルールが守られていないというところもあるというところはあるかと思っております。

いずれにしても、これらについては、継続して保護者の方を通して、お伝えをしていかなければならない、お願いをしていかなければならない、そういう状況にあるかと思っております。先ほどの横断歩道の渡り方も含めて、改めてまた委員会から各校のほうにお願いをしていきたいと思っております。

●委員長（竹田委員） 休憩いたします。

午後 3 時55分休憩

午後 3 時55分再開

●委員長（竹田委員） 再開いたします
町民課長。

●町民課長（布施課長） それでは、お答えさせていただきます。

まず、交差点のところの子供たちのダッシュというその部分なのですけれども、春と夏、秋、交通安全運動期間中は指導員が交差点に立っていますので、そこでいいますと

学校の前とあとは十字路とか、あと本町でいいますとタバタさんの前に立っていますので、そこで指導員からの指導も行えると思いますので、その辺は指導員にも伝えたいと思います。毎月1日と15日の交通安全の日ですね。

それと、自転車の関係ですけれども、去年の9月の議会でしたか、委員から自転車のヘルメットに対してのことを言われまして、その後、全国的な、インターネットですけれども、そちらで調べる中では、やはりヘルメット購入に対して助成しているというところが幾つかありました。そこを調べた中で、あとは保険、あのときにおっしゃられた保険のほうにも補助をしているというのもありました。そこら辺を調べて、あのとき委員がおっしゃったのが、講習を受けて、講習の中でそれを、講習を受けたというものがあれば、そういう方に助成をしたりとかというのをおっしゃっていただいたのですけれども、そこまで制度を最終的につなげることがまだできておりませんでした。まずは、研究はしておりますけれども、完成までは至っていないというところで、今も研究は続けている状態であります。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 まず、自転車に関してなのですが、分かりました。そういう形で、今、検討中であるというのであれば、ひとつよろしく願いしたい。また、場所を改めてお聞かせいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、いわゆる100メートル競争をやるように青になるのをスタートとして、ぽーんと飛び出して行く子供たちは、みんながみんなそうではないです。きちんと歩いている子供のほうが、ずっと多いです。だけれども、1人でもそのような子がいて、はねられたら、これはやはり何とか小学校の子供がどこそこの信号ではねられたという話になるのです。これについては、実効性のある対応というものをお願いしたい。

それから、自動車での送迎なのですけれども、これは自宅から学校までの距離にかかわらず、親御さんが送ってもよろしいということになっているのでしょうか。それとも、ある程度の距離を超えた離れた家はともかくとして、なるべく歩きなさいというような指導をしているのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 指導室長。

●教委指導室長（山田室長） まず、100メートルダッシュの件については、本当にくれぐれも事故は避けなければならないことですので、改めて委員会のほうから学校のほうにはお伝えしていきます。

自家用車による送迎の件です。町内におきましては、スクールバスによる通学をしている児童・生徒もいるわけです。これについては、決まった自宅から学校までの距離規定がありまして、これに基づいてバスに乗っているところがあります。

それ以外の部分において、自家用車による送迎、これについては任意のものでございます。保護者の方の判断で、それが例え300メートルしか自宅から距離がない場合においても、自家用車による送迎をされているという状況もあるかと思えます。

以前に、PTAの総会の中で話しを各学校のほうから、この件について出させていたときに、そこに参加されていた保護者のほうから幾つかの質問ということが出されていたところもあります。一つは、よくこれまでもあったのですけれども、雨の日だとか寒い日は、子供がかわいそうだという情意的な部分です、これが、まず一つ。もう一つは、不審者が現れるかもしれないので、そういう部分は自分で守らなければならないのだというようなご意見を言われたというところもあったのです。

そういうようなこともあって、委員会としては、自家用車の送迎という部分については任意ということをお話させていただきましたが、各学校にお願いしていることは、子供たちの体力の向上という観点から、ぜひとも登下校は歩いて行っていただきたい。そういう部分については、保護者の方にも理解を頂けるように様々な分析資料等も用いながら、説明をさせていただいているところであります。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 私なんか言うよりも前に、教育委員会が十分問題点は分かっていると思うので、余り釈迦に説法を長い時間やる気はありませんけれども、どうかよろしくお願ひしたい。

今、最後に体力の問題が出ておりましたが、これは非常に大事な観点だと思います。私が懇意にさせていただいている医者は、よくこのことをおっしゃいます。今、子供るときから自動車に乗ることに慣れてしまっていて歩かない子供というのは、50歳になったときに、私たちが子供の頃にどこにでも歩いていたのとは明らかに変わるだろうということを、専門家の立場から憂っていました。学校の行き帰りなんていうのは、黙っていてもいいウォーキングになっているのだと。この機会をつぶすなんてという言い方をされましたので、なるほどなど、やはり専門家は、そういう目で見ているようです。そういうことを含めて、ひとつどうかよろしくお願ひしたいと、そういうことで。これは、よろしくお願ひしますという話に最後は落ちるのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 教育長。

●教育長（酒井教育） 今、答弁の中にもありました、委員もおっしゃいました、私ども教育委員会、学校としましては、その体力の問題、これがやはり保護者に対して協力を求めていく上で、一番有効な手だてなのかなと。それにプラスして、保護者が言われる不審者対策、これについては交通安全の指導とはまた別に不審者対策指導、教育という、そちら側の在り方もまた同時に検討しつつ、保護者の理解と協力を得る、その努力をしていかなければならないなという、これはもう長年のやはり、近年の教育界の大きな課題でもありますので、そこら辺はそれぞれの学校の事情と合わせながら、また詰めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

●室崎委員 はい、結構です。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

6目行政管理費。

5番、南谷委員。

●南谷委員 6目行政管理費ですね、ここでお尋ねをさせていただきます。

本年度予算額1,940万4,000円、非常に大きな数字が記載されております。まず、1点目、聞きたいのですが、上からずうっといって、町史編さん審議会、町史編さん、そして新厚岸町町史発行、この三つの事業でこの1,900万円になっているのです。町史発行は、大切なことだと思うのですが、これらの予算について、まず特に新厚岸町町史発行1,699万円、この内容についてお尋ねをさせていただきます。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

町史編さん審議会、町史編さんとこちらそれぞれ4万2,000円、それと町史編さんに237万2,000円。こちらの経費といたしましては、今現在もう町史の編さん、これはいろいろな町内の委員皆さんに頂いて、逆に第3巻のほうを今進めています、それらの関係の経費をこちらに計上しております。

それと、新厚岸町史発行であります。1,699万円であります、これがこのいろいろと作業を進めていきまして、この令和2年度、これがちょうど明治維新から終戦までというような発刊にできるという予定の見込みがついたということで、今回のこの令和2年度の予算に計上させていただいたという経緯であります。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 いつ頃、大体発行になる予定なのか。今、説明では、第3巻目だということで、厚岸町の貴重な歴史、今やっておかなければ、やはり将来なかなか歴史を遡って調べるといことは、時間がたてばたつほど分からないことが多くなるわけですから、必要なことだと思います。

ただ、気になったのは、先ほど歳入のほうであったのですが、収支なのです。1冊売するのに、販売するのに1万円相当かかっていると思うのです。ここで約2,000万円近いお金を計上されていると、今年度。それで、実際に販売金額が58ページに雑入で、厚岸町史販売代6万円の計上になっているのです。約2,000万円近いお金を投入して、6万円の収入しか見ていないのですか。その辺については一体どうなっているのだろうと、私の頭では整理ができなかったものですから、この辺について、もう少し詳しく説明してください。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

先ほど答弁の中で、訂正させていただきたい点がありましたが、今回の新町史発刊は通史編の第2巻ということで、先ほど、編成作業のほう、こちらの第3巻のものを今進めているというところで、それらの経費をこちらに計上させていただいております。

先ほどもこの雑入の中で、町史6万円に対してこの町史が一千何百万円ということがありますが、やはり厚岸町の歴史を作る上で、これならずうっと残っていきます。そういった中でいろいろな委員の方にいろいろお手伝いをしながら、今、こういうような町史ができていくということでもあります。そういった中では、これがなかなか売れないということではないのですけれども、やはりそういう部分では私どももいろいろとPRをしていきながら、一つでもこの厚岸町史というのを皆さんにご理解頂けるように、収入のほうでも何とか頑張っていきたいと考えておりますので、ご理解頂ければと思います。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 作るのがお金がかかりすぎてどうのこうのという議論は、私はしたくはないのです。やはり私も歴史に対して、非常に興味を持っている1人ですし、理解をしているつもりなのです。

でも、今改めて確認をさせていただいて、1,699万円、今年度計上しているのだけでも、そういうことで発行するよと。一方、その受けとしては、この販売金額、収入としては6万円だと、こういうことで間違いないのですか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 申し訳ございません。まず歳入のほうの6万円の内訳でございます。こちらのほうは、今まで作成した部分、こちらのほうが5冊ありますが、その5冊分と、新しいものにつきましては一般販売分というところで1冊分のみであります。それが、合わせまして1冊当たり1万円でありますので、6万円という計上をさせていただいております。

こちらのほうの新厚岸町史の発行であります。こちらのほうがまず第2巻の発行につきましては、印刷・製本、これだけで232万円かかります。それと、出稿料・翻訳料ということで、こちらのほう1ページ当たり4,000円、これが1,100ページありますので、これが440万円というような内訳になっているというところでございます。1冊ではないのです。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 そうすると、今あらあら数字を聞いたのですけれども、新厚岸町史については、今年は計算上では計上されているのは1冊分ぐらい、1万円を販売するよと、売れるよと、こういうふうに理解をさせてもらったのですけれども。厚岸町として、無料進呈も私はあるのかなと理解をしているのです。その辺については、これだけのものを作った、それで、どう町民の皆さんに理解をしていただくのかという部分では見えてこないのです。努力して販売しますよということかもしれないけれども、町民は、これだけのものを何冊ぐらい作って、このぐらいは、例えばいろいろな団体にも寄贈しなければならないとか、いろいろな問題があると思うのです、役場の中でも使わなければならない。それで、多くの町民の皆さん、町外の皆さんにも厚岸町をPRするために。そういうものの数字というのは、どうなっているのでしょうか。ここで作るよという数字は見えたのです。1冊売れるよと、それ以外見えないのです。やはり、町史編さんについては、やはりきちんとやっていただきたい、やるべきだと私も信念を持って思います、大賛成であります。ですけれども、お金でございます。やはり、そういうこともしっかり踏まえてやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） すみません、先ほど答弁でお答え漏れがありましたところ、これの冊数、何部作るかというところではありますが、1,000部予定をしております。そういった中では、今までもこの厚岸町史を発刊するに当たっては、いろいろなところいろいろな図書館だとかにも置いていただけるように、こちらのほうから置かせていただいたりとか、あとは町民その他町外の方にも広くPRして買っていただいているところでもあります。そういった中では、私どももこういうような大きいお金を使って、厚岸の歴史の本を作らせていただいています。そういった中では、町民にもやはり周知ももちろんですが、一つでもこの厚岸町の歴史を知っていただく、興味を持っていただくということでも、何せPRをしていくしかないと思っています。そういった中では、こういうような努力をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解頂ければと思っています。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 数字だけ見ると、1,000部作って1冊売った、販売する、一生懸命努力しますよと、これでは町民は理解をしませんよ。やはり、お金だけの問題ではないと思うのです、町史編さんについては。町史の歴史を掘り起こして作る努力、それは分かります。ですけれども、物事を事業するためには、やはりこれに携わっている人たちが多くでもPRしたり、どうして販売していかなければならない、無料でも贈呈していかなければならない、この厚岸の歴史というものを理解してもらおうということについては、やはりそちらにも力を入れていただかなければ、私はならないことだと思うのですが、いかがですか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 委員おっしゃるとおりでございます。厚岸の町史、これだけの厚岸の歴史を作った、現在もそうですが、やはりいろいろな方が携わっていただいて、この町史ができていう部分は、お金だけでは買えない部分があると思います。そういった中では、こういうような歴史ある厚岸町の歴史をこういうふうにして町史を作成して進めるといふところでは、委員おっしゃるとおり、こちらのほうも含めながら、町民も理解できるように、私どももこういうようなPRをさせていただければと思いますので、同じようなご答弁になるかもしれませんが、努力はさせていただきたいと思いますので、ご理解頂ければと思います。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

●南谷委員 はい。

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。
3番、室崎委員。

●室崎委員 今、議論を聞いていまして、5番委員は心配をしていろいろ言っているのだけれども、答えていないのですよね。今の答弁だったら、本当に5番委員が言うように、多額のお金をかけて、結局ただ倉庫にしまってあるのかというふうに思うのが当たり前です。なぜ数字をきちんと出さないのですか、1,000部刷ったのでしょうか、通史編の第1巻でも、それから資料編でも。それを何冊どういふところに寄贈しているのですか。

それから、例えば通史編1巻でもいいし、一番人気があるのは、資料編の国泰寺編だと聞いていますけれども、そういうものをどれだけお金を出して買う人がいたのですか。例えば、今、図書館の話を出していましたが、図書館だとかいろいろな自治体だとか、そういうところにはこれを寄贈しているのでしょうか。それは、全部で何冊そういうものに役立っているのですか。そういうものの全部資料があると思うのです。そういうものをちゃんと出して説明しなかったら、それから、今、収入でもって、1冊だけ売れることにしましたと聞いて、私もびっくりしたのだけれども。それは、何冊売れるかわからないから、1冊分付けたといふのか、それとも、1冊ぐらいしか売れないだろうと思って付けているのか、それだって説明がないですよね。だから、きちんと数字を出して、今までの実績を示しながら答えてもらわないと質問者がただ空振りしていますよ。そこで、人の尻馬に乗って悪いのだけれども、きちんと答えていただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（曾田副町長） 改めてお答えをさせていただきます。

まず、通史編第1巻、これにつきましては発刊は24年度でございました。これについ

ては製本数1,000冊、これは変わらずでございます。贈呈数、これが409冊でございます。これまでの町民と一般関わらず販売をした数が57冊でございます。残部については534冊、これは平成31年の3月1日現在ということで1年たっておりますけれども、ご勘弁を頂きたいと思います。今のが、通史編の第1巻の状況であります。

それで、資料編のほう、これが第1巻日鑑記の上のほうになります。これが平成14年度に発刊をしております、製本数は同じく1,000冊で、贈呈数が483冊、約半分贈呈をしております。町民販売数が102冊、一般販売が65冊ということで、合わせて167冊一般販売が行われていると。残部は、今年の3月1日時点で350冊。

次に、第2巻の日鑑記の下のほうになりますが、これが平成20年度発刊しております、製本数は1,000冊、贈呈数が436冊、町民・一般販売が合わせて69冊、残部が495冊。

次に、第3巻自然・統計編ということで、これは平成18年度に発刊をしておりますが、製本数が700冊、贈呈数が397冊、町民・一般合わせての販売数が77冊、残部が226冊となっております。

最後に、資料編の第4巻、近世近代諸記録ということで、平成27年度に発刊をしたものでございます。これが製本数1,000冊、贈呈数が338冊、町民・一般の販売数が今年の3月1日現在で25冊ということで、残部が637冊というふうになっております。

自然・統計編の700冊を除いては、全て1,000冊でこれまで部数を作成してきております。これに倣った形で、今回の2巻についても1,000冊というふうにさせていただきました。

この平成27年度の流れからいくと、恐らく贈呈数については400冊を割る程度かなと思っております。平成27年度のものが338冊でございましたので、大体これか、若干今回の場合は通史編になりますから上乘せになる可能性もありますが、400冊前後が贈呈分ということになるかと思っております。

この町史につきましては、これまでもそうですが、1年で売り切るだとかというのではなく、永遠に買う人に応じて売る形になります。ただし、こういうものは厚岸町として取り組んでいるのだということについては町民に改めて、これまで発刊してきたものも含めて、周知をして、少しでも町民の方々に、せっかくこういった形で6冊まできたわけですから、もう一度町民の方々にもご理解を頂くために、積極的な周知を図って、また町民だけではなく、厚岸町出身の方々もおられますので、こういった形でということになると、まだこれから検討しなければなりません、いろいろな形でこの町史編さんについて周知をさせていただきたい。そして、少しでも、ただ1万円もする本ですので、なかなか購入意欲となると難しい部分もございましてけれども、改めて積極的な周知を図ってまいりたいと考えています。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

7目文書広報費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 8目財政管理費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 9目会計管理費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 10目企画費。
3番、室崎委員。

- 室崎委員 ここでお聞きするのですが、一つは、北海道くしろ地域・東京特別区交流推進事業というものが出てくるのですが、この内容について説明してください。

- 委員長（竹田委員） 総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

この北海道くしろ地域・東京特別区交流推進事業でありますけれども、これは平成29年から進めております。平成29、30、31年と、まずこの3年一区切りで釧路市を初めこの釧路管内、これらが一堂に会しまして、この釧路のPRということで、この東京23区、特にこちらのほうは荒川区とやっております。そういった中では、この釧路の魅力発信ということで、いろいろな釧路の特産物を東京に行って紹介したりだとか、あと修学旅行の誘致だとかを、この釧路市初めこの釧路管内で進めていくということで、地方推進交付金、これを活用して事業のほうを進めていっているということでございます。

- 委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

- 室崎委員 荒川区とは、何か特別な縁があるのですか。

- 委員長（竹田委員） 総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

東京特別区長会、こちらが会長が荒川区の会長と、北海道町村会の会長、これは白糠の会長であります、白糠町長がやっておりますが、こちらと合わせて東京のほうでこの道東のほうのイベント、これをやりませんかということで、そちらのほうの話でこういうようなイベントの開催というふうになったということでございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 そうですか、要するにこの釧路地域の組織の長をやっているような方が、荒川区と個人的に会ったというところで、荒川区に今入っていったということなのですね。分かりました。

これは、そうすると厚岸町がこうするというのではなくて、釧路地域の連合体のようなものが、その荒川区に関しても、厚岸町の意志で荒川区に行ったわけではないのだから、こうするああするというのが、この連合体のようなところの人たちが決めて、それに厚岸町も乗っかってついていくという範囲なのではないでしょうか。それとも、厚岸町が主体的にこのあとやっついこうと考えているような事業なのではないでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） 今、冒頭お話しありましたとおり、これは釧路管内の自治体の首長が全て絡んでいる仕事でございます。ですから、厚岸町が特別やるのだというものではございません。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 分かりました。いずれにしても、悪いことではないので、一生懸命に進めていただきたいと思います。

それから、もう一つお聞きしますが、空き家なのです。空き家対策に関しては、町長の行政執行方針の中でも、これを特に取り上げていますよね。結局、いろいろな要素はあるのかもしれませんが、その一つとしては、全国的に人口減少というものも空き家を作っている大きな要因だとは思っています。

それで、厚岸町の場合でも、崩れかかっているものから、びんとした物まで、いろいろあると思いますが、空き家がやはり目立っていますよね。それで、去年だかおととしだか、各自治会にお願いをして協力を得て、それぞれの自分の自治会の区域の中の空き家の状況というものを調べて出してほしいという要請がありまして、私どもの自治会の区域の中にもあるのですから、それらは調査といっても立ち入ることはできません、外から見るだけですけれども、こことこことこは使っていないよねというようなもので、一応分かる範囲のものは出しています。

今回、空き家対策を進めるということで、そういうのからずうっとやっているのだらうとは思っているので、どういうことをやってきて、これからどういうことをやっていくのか。それについて説明を頂きたいのです。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

これまでも、空き家の状況ということで、今、委員おっしゃるとおり平成27年にそれ

それに自治会にアンケートを取って、目視でこういうような空き家がある、そういう部分で写真等でアンケートを取りながら進めていったという経過はあります。その後、正直言いまして、進んでいなかったという部分では大変申し訳ございませんでした。そういった中では、やはりこうやって人口減少が進んでいく中、いろいろな空き家が今もなおかつ出てきているという状況であります。そういった中では、やはり本格的に空き家対策をしなければならないということで、今回、委託料を計上させていただいておりますが、621万7,000円、これを元にいたしまして、空き家のまず現況調査、それと空き家台帳作成、それとやはりどういった方がこの空き家の所有者なのかという部分を、私どもでも業者とタイアップしながら進めていき、データベース化して、そして、協議会を設置しながら空き家をどうしていくのだというような、この空き家対策の計画を作っていくと。その上で、この空き家がある状況、これをしたら、例えばこれは全国でもあるのですが、助成をしながら空き家対策を進めていく、そういった中の部分をこの協議会を設置して、内部のほうで話をして、この空き家対策を進めていきたいと考えているということでございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 大変いい話なのですけれども、平成27年当時にもそういう話を議会で延々と聞かされたのです。それが、今聞いていると、その後何もやっていない。あのとき、全町の自治会の人たちがみんな協力をして、この地域にはこんなものがある、ここは危険だ、ここは空いているけれども、まだそれほど危険というものではないというような状況まで町に出しているのですよ。それをそのままはいと言って、柵にでもぼんと上げて終わりだったのですか。ちょっとそこら辺は、解せないのです。まず、それが一点。

それから、空き家といっても特定空き家とかなんとかというような名前もありますけれども、一風吹いたら屋根のトタンが飛んでしまったりとか、ちょっとぐらっときたら、べしゃっと潰れるのではないかとか、あるいは、その壁が落ちてくるのではないかとかというようなものというのは、近隣の人に対して非常に危険ですし、危惧を与えますよね。そういうようなものが、厚岸町には、あそこここここにあると、特にひどいのはというようなものについても、持っていないのですか。その辺りいかがでしょう。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

平成27年の調査以降、本格的にこの空き家に対策をするという部分では、正直言って進んでいなかったことは、本当におわび申し上げたいと思います。そういった中で、この壁が落ちる、本当にこの隣の家に影響がある、これは建設課と連携して、そういう危ない地域は実際にあります。そういった中では、今もお願いをして囲っているという部分、単管を組みながらネットで囲っているというところがあります。それは、ただ一時的な本当にそういうような倒れる可能性があるところを、そういうような措置をさせていただいておりますが、やはり、そういったものがまだまだ恐らくあるとは思っており

ます。そういった中では、改めて今回この空き家対策を進める上で、全体的に調査をして、本格的にこの協議会を設置して進めていきたいという部分での、今回の予算計上させていただいたというところでございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 前にも、その地域に住民の方から本当に厳しい話を聞きまして、それで議会でも申し上げたことがあるのですが、湖南地区で非常に大きな建物なのだけれども、もう壁が上から落ちてくるようなところで、脇の道路が恐ろしくて歩けないというような切実な声がありまして、そういう話も申し上げました。当時、建設課で所管していたのでしょうか。そういうようなところを、すぐに町がここは危険ですから私のほうで壊しておきますからというわけにはいかないですね。それで、少なくともそこを通るときに、上からの落下物でもってけがをしたりすることがないように、そういうものに関しては、最低限ではあるのだけれども、安全性を確保するようなガードといいますか、そういうものを作りたいというようなお話があったのですが、今のお話を聞いていると、そういうような物件に関しては、みなそうやって少なくとも近所の方が普通に歩いているときにけがをしないようにという程度の安全策は取っていると理解してよろしいのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 委員おっしゃりました湖南地区の大きな建物であります、やはりというような状況でありますので、これは建設課の力を借りまして、周りに入らないように単管は組んで設置はさせていただいているという状況であります。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 私が言っているのは、その中に人が立ち入る立ち入らないの話ではないのです。脇の道路を通ったときに、上から降ってきたら大変だというようなことで、そのところをアーケードと言ったら変なものだけれども、落石注意なんという道路があるでしょう、そのときには、そういう石が落ちてきても当たらないようにしているでしょう。そういうようなものを考えるという話が出ていたのですが。そういうような物件は、そこはすごく大きな建物だから目立つのだけれども、個人の住宅なんかでもやはり、すごく荒れているところは似たような状況があるのです。そういうものについての安全策というのを取りますよという話は聞いていたのだけれども、それは進んでいるのですかと聞いています。全体のデータベースとかどうとかという、そういう話はどんどんやってください。だけれども、今差し当たって、近所の人がかげがをするようなことだけは、何とか避けたいと思うのです。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

- 建設課長（渡部課長） ただいまのご質問にお答えいたします。

私のほうからは、建築指導といった部分でご答弁させていただきますが、建築基準法の中には、自分の所有物、建築物を適正に保全するようにといったような決まりがある中で、我々としたしましては、空き家であろうと、現在使われている建物であろうと、そういった危険のある建物に関しましては、適切に保全・維持管理するようにということで、所有者を調べた上で、文章等をお願いしているといったところにあります。

ご質問者がおっしゃられたように、歩道を歩く際の安全面の仮設物等々につきましては、現在のところ、先ほど総合政策課長がおっしゃられたような非常に危険な部分については、直営で単管とあとネットを張りまして落下防止をしておりますが、それ以外のものにつきましては、現在のところ対応している物件については承知していないといったような状況にあります。

ただ、今後、同様のケースが生じた場合におきましては、当然通常の住宅指導のパトロール等もしておりますので、その中において、そういった危険なものが見受けられた際には、通行者の危険にならないような処置を今後取っていけるような対応を考えていきたいと考えております。ご理解頂きたいと思っております。

- 委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

- 室崎委員 これでやめますけれども。建築基準法でもって、所有者に安全義務があると、危険防止義務があると、それは当たり前ですね。

ただ、今のような空き家で問題になっているのは、その所有者がよく分からないと。それから、調べて調べて行けば分かるのだろうけれども、差し当たって、連絡の取りようもないと。法人になるといって、一体、具体的にその管理をするのが誰なんだかがよく分からないと。よく世の中で言うのは、会社がもう破産だとか、そういう清算だとかの段階に入ってしまったら、清算人とか破産管財人というのがいるのだけれども、それだってもう何年もたてば紙の上だけになってしまう。でも、その傷んだ建物だけは残っていると。これ、全国でありますよね。

そういうときに、まず差し当たって、それを緊急避難というのか、何というのか知らないけれども、その近所の人歩いたら、物が落ちてきてけがをしたというようなことになったら、これは、まさに町長がよくおっしゃる町民の安全・安心を守るということは、これは町の根本的な問題ですね。だから、そういう意味で、安全策というものを、この全体を調べるとかなんとかという話は、それはどんどんやってください。ただ、私が言うのは、そういうようなものがあつたところについては、最低限その近所の道路を歩いてけがをしない程度の防護処置というのは取っていただきたいと。その空き家を解体するとなると、いろいろな手続がありますよね、法律上。だから、それはまたそちらの段階の問題で、差し当たって、周りの人がけがをしないように、それだけは何とか心がけていただきたいと、そういうことなのです。よろしくお願ひしたい。

- 委員長（竹田委員） 町長。

- 町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきますが、私の某建物について考えることと、室崎委員の同じ建物ではなかろうかという中でお答えをさせていただきたいと思うのですが。

たびたびこの議会において、質問があったわけであり、その場所といいますのは、衛生管理また漁港整備が進められておるところであり、市場もご承知のとおりモデルケースとして立派なものが今、できつつあるわけであり、

しかしながら、その建物に対する環境はよくないという私の考えもあり、いろいろとその対策を講じておったわけであり、先ほど、平成27年の話がありましたが、この当時は、個人住宅等が中心であったわけであり、法律が変わったそうなのです。これは、私は承知しておりませんでした。それで、つい最近、その建物が対象になるかどうかという前もっての確認をさせていただいたところであり、

その結果、法律が変わって対象になると、ということは補助金のことです。そういうことで、今回の予算の中で提案をいたしましたということでもありますので、今後、進捗状況もあります、問題になっております建物については、法律をもって、また補助金をもって環境整備をしていきたいと、そういうふうを考えておりますので、その体の提案であるということをご理解頂ければと思います。

- 委員長（竹田委員） よろしいですか。他にございませんか。

2番、石澤委員。

- 石澤委員 ふるさと納税厚岸周遊ツアーというのがあるのですが、対象者はどのようにして選ぶのでしょうか。

- 委員長（竹田委員） 総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

ふるさと納税厚岸周遊ツアーということで、これはふるさと納税をしていただいている方、特に関東圏の方を対象にいたしまして、厚岸町のこの魅力、特に事業者を回りながら、厚岸町の主要な観光地を巡って、ぜひ厚岸町をやはり知ってもらおう。このいろいろとふるさと納税を厚岸町のために応援していただける方のアンケートの中に、ぜひ厚岸町に行ってみたいという方もおります。そういった中では、そういう方にもやはりこういうふうにして寄附をしていただいている方、これは今回のこのツアーの予算といたしましては、一応20名を想定しております。秋口を想定はしているのですが、こちらのほう寄附額が幾ら以上とかそういうことではなくて、うちのほうで抽選した中で、ぜひ厚岸町に来ていただいて、そういうような事業者回りだとか、この厚岸町のところを見ていただければと。そして、これからも厚岸町を応援していただけるようにこういうような企画を作ってみて、今回予算計上をさせていただいたというこの経過でございます。

- 石澤委員 分かりました。

●委員長（竹田委員） いいですか。企画費、その他ございませんか。
5番、南谷委員。

●南谷委員 94ページです。ふるさと納税基金1億5,100万円、ゼロが1個違うのではないかなど、15億円の間違えではないですか。管内の町村では、そのぐらいの計上をしているところもあるのです。元気に行くのなら、そのぐらいの気持ちで計上してほしいなという思いです、いかがですか。この1億5,100万円、この計上に至った、この数字になった原因というのですか、ここにしたという要因について、まずお尋ねをさせていただきます。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

まず、このふるさと納税基金1億5,128万7,000円の経緯であります。先ほど歳入のほうでふるさと納税を昨年から1億円上乘せさせていただいております。そういった中では、この近年の厚岸町のふるさと納税で入ってくる金額を見ながら、厚岸町のこの金額でいきますと3億円はふるさと納税でもくると。ここでもう一つが、3億円の根拠といたしましては、この前ページにありますふるさと支援というところで、この辺も計上させてもらっているのですが、要は、新たにサイト、楽天サイトというのを増やして、そして、厚岸町のこのふるさと納税をしていただける方を増やしたいという部分で、こういうような金額であります。

それと、もう一つが、6月であります。昨年の6月からふるさと納税に関する制度が改正になっております。そういった中では、3点あるのですが、まず1点目といたしましては、やはり地場産品を活用する。それともう1点が、返礼品は3割以下。それともう一つが、適正な執行ということで、やはり経費を5割にして、5割をこういうようなそれぞれの町村のこういうような事業に活用していただきたいという趣旨がありまして、今回、その3億円に合わせたこの基金の金額とさせていただきますので、ご理解頂ければと思います。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 全くそのとおりだと思っているのです。でも、これを所管するのはどこの課ですか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） この所管は、私たちの総合政策課でございます。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

- 南谷委員 厚岸町の企画推進、いろいろ各事業について発案をし、企画してコントロールしている重要なポストであると思います。それだけに、自分の課で自らこの課を担当する長とは、私は至難だと思います。

ですけれども、やはり今、厚岸町にとってふるさと納税の財源というものは、非常に貴重であります。なかなかほかに財源の見えるところというのはありません。ですから、固く見るのが当然だと思うのです。でも、少なくとも、総合政策課、厚岸町の企画立案の中心にある皆さん、課長だけに言っているのではないですよ、スタッフみんなで、やはりここは厚岸町の企画総合を担う皆さんにとって、ふるさと納税にしっかり取り組んでいくんだというものがないとだめだと思うのです。そういう意味では期待数値、周りは厳しいです、そういうものがあったらいいのではないのかなと思うのですが、いかがですか。

- 委員長（竹田委員） 総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

ふるさと納税のこの金額であります。所管である私たちもこの自主財源の確保もそういった中では、やはり先ほども出ておりましたふるさと納税厚岸周遊ツアーだとか、こういうようなサイトを増やして、やはり自主財源の確保というのは、委員おっしゃるとおりであります。そういった中では、なかなかやはり厚岸町のこの返礼品といいますと、この近隣町村、特に増えているところとの比較でいきますと、やはり加工のもの、厚岸町でいくと、どちらかというとかきを主体とした生ものということで、そういった中では、このふるさと納税にはなかなかこういうようなところと渡り合うのは難しい部分があります。

ただ、やはりこの自主財源の努力だけに企画には限らず、どうにかしてやはり厚岸町を応援していただける方、これを増やすというのは、私たちも考えてないわけではございません。そういった中では、これを少しでも多く、ふるさと納税をしていただけるようこれからもいろいろな企画を考えて、いろいろな仕掛けをしながら少しでもこの自主財源の努力をしたいと考えておりますので、ご理解頂ければと思っております。

- 委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

- 南谷委員 全くそのとおりだと思うのです。結果的に、数字がどうのこうのということではないのです。課長を初め、担当課として人ごとではないのです。周りも厳しい、いろいろな手もない。だけれども、自分のところでまずそれを役場の職員の皆さんに範を示さないと、私はだめだと思うのです。そういう意味では、一生懸命知恵を絞ってもらって、ふるさと納税、簡単ではないかもしれませんが。コロナの問題、いろいろな問題があって、今、言われるようにその大量に扱う物もない。よそがだめだから、厚岸町にないから、そういうことではないと思うのです。やはり、担当課として知恵を絞って、少しでもふるさと納税に協力、理解をしていただけるような努力をしていただきたいと思います。

います。頑張ってください。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 委員おっしゃるとおり、これは、もちろん私たちだけではなくて、返礼品を扱う事業者も協力していただければ、こういうようなふるさと納税は厚岸町にも来ません。そういった中では、何度も同じようなお答えをさせていただきますが、やはりいろいろな企画を含めまして、自主財源の努力、これをさせていただければと思いますので、ご理解頂ければと思っております。よろしく申し上げます。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

●南谷委員 はい。

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、11目財産管理費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 12目車両管理費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 13目町制施行百二十周年記念事業費。
3番、室崎委員。

●室崎委員 町制施行120周年の記念事業ということで、いろいろなものが企画されておりました、私も非常に胸躍るといふか、そういう思いで見えております。ある時期は、北海道を初め各市町村が開基何年という事業をやったのです。これに対しては、一部から相当強い批判が出ました。西部劇でもって、駅馬車でやってきた人たちが、保安官を決めて境界を立てて、早く言えば役場を作って、開基何年だと言っているのと同じ発想ではないかというような厳しい批判が出ました。要するに、前からここにいた人たちのことを何にも考えていないということだったのです。それで厚岸町は、開基何年という言葉は使わないで、町制施行何年と、こういうふうに言ってきているわけです。

ただ、一部の町民の中には、このことからのある種の誤解が出ているような気がするのです、その歴史認識という意味で。120年前に恐らくこれは、厚岸町が1級町村になったときではないかと思うのですが。そのとき、初めて厚岸町というのができたのだと。

それまでは、厚岸町はなかったのだというような、この理解をしている人がいて、私もびっくりしたことはあるのです。やはり、町制施行というのは何なのかと。その町制施行前の厚岸というのはどうだったのかというような辺りを、きちんと説明できなければだめだと思います。

それで、お聞きするのですが、厚岸町の役場というのは、今の情報館のところに移る前は梅香町にありましたよね。それも明治時代だと思うのですが、当時の厚岸町というのは、1級町村になる前の厚岸町というのは、どういう状態だったのですか、行政を含めて。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

このたび、めでたく町制施行120周年を迎えるわけでありまして、明治33年、11町村が合併をいたしまして、11町村といいますのは、現在の字名、大字です。例えば、奔渡、松葉、若竹、それぞれ含めて11町村が合併をして、厚岸町が誕生いたしましたわけでありまして。今、お話しがありましたとおり、1級町村であります。その制度の中で、めでたく今日120周年を迎えたということでもあります。

それと、開基というお話しがありました。開基といいますのは1799年、寛政11年に幕府が政徳丸というのを入港させて、要するに艦船ですが、そこから厚岸が始まったのだという一説があったわけでありまして。

そこで、私も参加いたしましたけれども、町長ではございませんでした、190年で終わってしまったわけでありまして、開基190年。当時、それをやろうとしたら、はっきり言いますが、アイヌ民族から、いや、それ以前から我々は住んでおりましたというお話があったわけでありまして。そういう点がありまして、今、各自治体も開基というのはいりません。そういうことで、はっきりいたしております町制施行、または市制施行、村制施行という中で、その記念行事が行われておるわけでありまして、そういうことで、今年120年、その前は私が町長でありましたので110周年も行わせていただいたところでもあります。そういう歴史の中で、今日の厚岸町があるのだということをご理解頂ければと思います。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 町長、よく勉強されていると思いますが、私が言いたいのは、町制施行というのは明治33年でしたか、そこであると、そのほうでぼつんと切ってしまったような認識を持たれては困るということですが、町民の中に。厚岸というのが、厚岸町史の考え方は、5,000年か1万年前か分からないけれども、ここに人が住んでから全部厚岸町史だというふうに宣言しています。そういう考え方からいくと、開基というのはいりませんということにも、これは町史の委員をやっている歴史家の先生たちははっきりと言いますよね。そういう意味で、厚岸町史は開基何年なんという発想ではなかったのは、よかつたのだろうかと思っています。

それで、今のこの町制施行で言うと、1級町村になった町というのは、道内でもそれほどないです。そこの町の話をお聞きすると、どこも自分のところは1級町村に値する町であるとして、その町の人たちがいろいろ運動をやっているのです。厚岸もまた例外ではない。

そうすると、その行政区といっても、その大字が付いているこれというのは、今の行政区の考え方とは相当違うのではないかと思います。それで、厚岸という一体感は、この町制施行が、言わば行政組織としてできていく前から厚岸という一体感の中でもって、みんなが暮らしていたのだということを、だから、厚岸というのはどういう町なのかといったときには、こういうことがあって、こういうことがあって、こういうことがあって、明治33年には1級町村としての町制施行がしかれましたよという言い方をやはりきちんとしなければだめだと思います。その辺り、表現方法だと思うのですが、やはり町長が120年たって、1級町村になってから120年もたっている、この言わば歴史のある厚岸町なのだと言ったときには、120年だけが厚岸の歴史ではないというつもりでおっしゃっていると思うのだけれども。ともすると、そこからゼロからのスタートだったのかなというふうなふうに受け取られたのでは、甚だ心外であると思ひまして、その辺りも十分に。ちょうど先ほど5番委員も町史の話をおっしゃっていましたが、ちょうど今そういう専門家もごく近いところにいますので、そういう方たちの意見も十分聞いて、本当に町民が誇りを持てるような歴史観というものをきちんと表現していただきたいと、そういうふうにするのですが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） 今、お話しありましたとおり、厚岸は極めて古い町であります。ですから、村山市と友好都市を結んだことと申しますのは、江戸時代の最上徳内、探検家が厚岸神社を造り、さらにまた6回にわたり厚岸町に来たという。しかも、今日の北方領土問題ありますが、アイヌ人の案内によって国後、択捉まで行ったと。そして、択捉島に大日本択捉と、ここは日本の領土だということを明確にしたのが北方領土なのです。そういう意味においては、さらにまた近藤重蔵等々の偉人が厚岸に来ておるといふ歴史もあるわけでありませう。

そういう点を考えますと、120年を迎えたのは明治33年であるけれども、以前から厚岸はそういう歴史を持っているのだということを知らしめることも大事なことでありませうと、それが結局120周年にもつながってくると。

さらに、アイヌ人にいたしましても、イトコイと酋長が、全道的にも名のあるアイヌ人です。そういう歴史のある厚岸が、今回120周年を町制施行、明治33年、1級町村、さらに余って2級町村というものもあります。1級町村と申しますのは、我々、民が首長を選べるわけでありませう。2級の場合は、今で言う北海道知事が専任をするというような違いがあったわけでありませう。ですから、今日の民主主義的な選挙を行えるというのは、明治33年以後の厚岸の姿であるということでありませうので、歴史で言うとは筒長になりますが、主なものを若干お話をさせていただいたわけでありませうが、そういうことを町民に知らしめるための120周年でもありませうと、私はそのように考えておるわけ

あります。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

●室崎委員 はい、結構です。

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、本日の会議はこの程度にとどめ、あす10時頃から審査をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） ご異議なしと認めます。

よって、本日の委員会は、これにて閉会いたします。

午後 5 時07分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和2年3月9日

令和2年度各会計予算審査特別委員会

委員長